

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

平成23年12月

労働基準局労災補償部労災管理課

1. 趣旨

労災保険率は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「法」という。）第12条第2項に基づき、将来にわたって、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるよう、過去3年間の災害率等を考慮して、事業の種類ごとに厚生労働大臣が定めることとされ、平成17年3月25日に策定された「労災保険率の設定に関する基本方針」に従い、3年ごとに改定を行っており、今般、平成24年度の改定のため、所要の改正を行う。

また、メリット制（法第12条第3項及び第20条第1項の規定により事業ごとの災害率により保険料を調整すること）の適用範囲については、昭和61年度の見直し以来据え置いているが、この間におけるメリット制が適用される事業の割合の変化などを踏まえ、一括有期事業及び単独有期事業について適用範囲の拡大を行うとともに、一定の要件に該当する一括有期事業に係るメリット増減率について新たに定める。

あわせて、メリット制の収支率の算定基礎から除外する特定疾病の追加を行う。

2. 内容

(1) 労災保険率の改正

労災保険率を、別添1のとおり改正する（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「徴収則」という。）別表第1関係）。

(2) 労務費率の改正

請負による建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり請負金額に乗ずる率（労務費率）を、別添2のとおり改正する（徴収則別表第2関係）。

(3) メリット制の改正

- ① 一括有期事業及び単独有期事業に関するメリット制の適用要件のうち確定保険料の額に係るものを、現行の「100万円以上」から「40万円以上」に引き下げる（徴収則第17条第3項及び第35条第1項第1号関係）。
- ② メリット制の収支率の算定基礎から除外する特定疾病に、著しい騒音を発生する場所における業務による難聴等の耳の疾患（騒音性難聴）を別添3のとおり追加する（徴収則第17条の2の表関係）。
- ③ 一括有期事業であって、法第12条第3項に規定する連続する3保険年度のいずれかの保険年度の当該事業に係る確定保険料の額が40万円以上100万円未満であるものに係るメリット制の増減率を別添4のとおり定める（徴収則に別表を新設）。

(4) 第二種特別加入保険料率の改正

一人親方等の特別加入に係る第二種特別加入保険料率を、別添5のとおり改正する（徴収則別表第5関係）。

3. 施行期日

平成24年4月1日